



## ●新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援制度のご紹介

### ○「新型コロナウイルス感染症の影響によって事業収入が減少した中小事業者等に対する固定資産税等の特例」について

- 1.概要:新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産について、令和3年度の固定資産税又は都市計画税の課税標準額を事業収入の減少割合に応じて、2分の1又はゼロとするものです。
  - 2.対象者:令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間の事業収入と比べて、30%以上減少している中小事業者
  - 3.提出書類 詳細については新潟市のHPをご確認しダウンロードして書類を提出してください。
  - 4.提出期限 令和3年2月1日(月曜)までに申告してください。(郵送:当日消印有効)
  - 5.提出先 特例措置に関する申告書等の提出は、新潟市役所資産税課までお願いします。  
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 新潟市役所資産税課
- ・事業用家屋について 資産評価課(家屋担当) 電話:025-226-1515
  - ・償却資産について 資産評価課(償却資産担当) 電話:025-226-1511



固定資産

### ○新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料が減免となる場合があります。

- (1)新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる方

※その他いくつかの条件がありますので詳細は新潟市HPでご確認ください。

#### 減免の対象となる保険料

令和元年度(平成31年度)保険料

(普通徴収の場合) 第8期(令和2年3月2日納期限)・第9期(令和2年3月31日納期限)

(特別徴収の場合) 令和2年2月の年金から差し引いた分

令和2年度の保険料 保険料の全額

- 1.減免の申請方法 減免申請書と収入見込額等申告書に添付書類を同封のうえ郵送にてご提出ください。
- 2.申請期限 令和3年3月31日まで  
申請・お問い合わせ先 〒951-8550 (住所記載不要) 新潟市役所 保険料減免担当  
お問い合わせ先:保険年金課 保険料係 電話番号:025-226-1085



各分野の専門家がいつでも無料で対応いたします

新型コロナウイルスの影響による  
資金繰り、経営困難、これからの販促プランなど  
お気軽にご相談ください。



ビジネスの  
困り解決は  
よろずにおまかせ!

TEL : 025-246-0058 E-mail : [yorozu@nico.or.jp](mailto:yorozu@nico.or.jp)

【ご相談対応時間】平日9:00~17:30

(当面の間、土日、祝日も対応いたします) 9:00~17:00

HP : <https://www.nico.or.jp/yorozu/>

新潟県よろず支援拠点

あなたの「事業承継」を  
応援します!!

円滑な事業引継ぎ・  
後継者探しには十分な  
準備が必要です。

私たちは、事業引継ぎに関する  
「**公的相談窓口**」(経済産業省・  
中小企業庁委託事業)です。  
**相談無料 秘密厳守**  
**業種・規模・業態を問いません**

親族内承継、従業員承継、  
全般にわたるご相談は  
新潟県事業承継  
ネットワーク事務局  
TEL.025-250-6034 / FAX.025-246-0094  
新潟県事業承継ネットワーク事務局

第三者承継(M&A)、  
後継者バンクのご相談は  
新潟県事業引継ぎ  
支援センター  
TEL.025-246-0080 / FAX.025-246-0094  
新潟県事業引継ぎ支援センター

〒950-0078 新潟市中央区万代南5番1号「万代南ビル」19F



健康保険料



よろず支援拠点